

関係性をいかにつくっていくか

本会機関紙「福祉タイムズ」(昭和26年8月創刊)はこの7月号で800号を迎えました。これを記念し700号からの約8年間の振り返り、今後、本会が事業を進める上で何に注目する必要があるのか、そのヒントを探るため、特別インタビューを実施することとしました。

そこで、本会事業に長く関わっていただいている臼井正樹さんと本会会員施設から三浦知人さんをお招きし、お話を伺います。
(インタビュアーは石黒本会常務理事)



臼井正樹さん(右)：神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部社会福祉学科長、教授。1977年4月神奈川県庁入職。障害福祉課、老人福祉課、福祉総務室等を歴任、2003年以降県立保健福祉大学保健福祉学部社会福祉学科で教鞭をとる。他に、介護福祉士国家試験委員会委員長、県社協政策提言委員会副委員長、県社協セルフヘルプ活動支援者会議副座長、県介護人材確保対策推進会議委員長等。専門分野は、障害者福祉論、ヒューマンサービス。

三浦知人さん(中央)：社会福祉法人青丘社事務局長、県社協施設部会地域生活施設協議会会長。1978年に同法人職員となる。学生時代から在日コリアンの子どもたちに関わり、川崎南部民族差別をなくす地域活動に参画。1988年川崎市の公的会館として「川崎市ふれあい館」が開設され、そのスタッフとして勤務する。2010年から16年まで館長。

(インタビュアー)

石黒敬史(左)：社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会常務理事。1978年4月神奈川県庁に入職、障害福祉課、福祉総務室、福祉部長などを歴任。2016年から本会常務理事。

「この7月号が800号になります
が、700号からの約8年間とはど
んな年だったと思われませんか。
(臼井) この8年間より、その更に前
の10年間の出来事のインパクトの方
が実は強いですね。」

2000年に介護保険法がスタ
トし、また、社会福祉基礎構造改革
により社会福祉事業法が社会福祉法
になった。このことで、福祉従事者
や大学関係者など皆が、制度が変わ
る不安を感じて、理解し始めるまで
に10年間かかったかなと思います。
その後、貧困と格差の問題やヘ
イトクライム、津久井やまゆり園事
件が起き、地域共生社会をつくるこ
とは一律にはいかないことがわかっ
てきて、でも、「2025年問題(西
暦2025年以降、団塊の世代が75
歳以上の後期高齢者となり、我が国
が超高齢社会になること)」が近づい
ている。その中で、の暗模索の状況
がこの8年間かなという印象です。
(三浦) 私は、この40年間、在日コ
リアン等の民族差別の問題に関わっ
てきましたけれど、コリアンルーツの
人たちが市民としてスタートライ
ンに立った、というのがこの10年か20
年だと感じます。介護保険法施行が
2000年。在日コリアン等が利用
しやすい福祉サービスの提供のため、
(福) 青丘社として介護保険事業に踏
み切った時です。当時は在日コリア

ンにとっての世の中を取り巻く環境は少しずつ良くなっているものと思っていました。

しかし、私自身、次の世代にバトンタッチをする今頃になって、特に2015年のヘイトスピーチが大きかったのですが、世の中が急速に悪くなったように感じています。

福祉で大事なことを探る

「社会福祉法人の理事長や施設長と話していると、ある時期から、利用者処遇から施設経営に話題の中心が変わったと聞きます。

現場は、短期的成果を求められ、疲弊し余裕がなくなっているような気がします。

(白井)私はまだ県庁在勤時代の話ですが、当時は介護保険にどう切り替えるかという経営の話が主流になり、高齢者の支援の中身、サービスの話が少なくなっていました。

利用者と向き合うことで、何が必要なのかを考えながら支援をする。それが福祉では一番大切なはずなのに、財政政策の金をどう流すかの議論に走り、皆の関心もそこへ行ってしまった。

現場を経営している人たちがこのことから解放されて、利用者をして支援していくかを考えることが大事だと思います。



白井 正樹さん

福祉人材の確保を探る

「利用者支援には福祉・介護の現場で従事する人材が必要なのですが、不足が続いています。

(白井)人材確保への対策には中長期的に取り組む必要があると思います。そのためには現場の人たちが一層情報発信していく必要があります。福祉・介護の「プラスの価値」を語る。魅力の説明をする。そういったことを施設の職員自らが行っていくことが重要です。

毎年、かながわ高齢者福祉研究会がパシフィコ横浜で開催され、約2000人が来場する中で日々の実践を披露し、学び合い、発信しています。

県社協老人福祉施設協議会の委員が手作りで始めたと聞いていますが、他の施設の実践や他の施設の利用者支援の様子を聞くことで、自分のところの利用者の状況を多角的に客観的に知ることができると有意義な場だと思います。

高齢以外の他の分野でも、同じ分野同士での学び合いと同時に、市民への情報発信を分かりやすく行うようにすると、関係者だけでなく市民にも理解が進み、人材が集まるようになるかもしれません。

また、10年後の自分のロールモデルを描けるような現場づくりも大切になるでしょうね。

(三浦)その通りですね。人材の定着を進めるには、働いている若い職員が何か手応えを感じないとうまくいかないです。

私たちの場合は、まず、地域の皆さんが私たちの施設を利用したいと思うようになる関係性づくりに時間をかけています。そのために職員はセンスを磨く必要があります。個別事例ではなく、総体として誰のため何を提供しているのか、を常に意識できるようにならなくてはうまくいきません。

地域の貧困問題を探る

「今では生活困窮者自立支援法など

さまざまな施策が行われているものの、6人に1人の割合で子どもの貧困があり、深刻なケースは育児放棄や虐待につながると言われます。

貧困問題については、どのようにお考えですか。

(三浦)1970年代は、貧乏は当たり前な時期で、中学を出て建設労働などで働き、小金をためて、一発勝負で事業を起こす人もいた。

そういう人たちは仮に失敗しても、地域に戻ってきて、地域の「おっちゃん」達に「何やってるんだよ」と軽く怒られ、そして、少しするとまた出ていくという、今でいうセーフティネットの場があった。すごい場が地域にはあるんだなあと私は感嘆していました。

在日の人たちには、差別を受けても負けないパワーがある地域社会と、お金がない人はみんな助け合って集まれる「たまり場」があった。

でも、2000年以降はそういう場もなくなり、貧困の形が変わり、個々の生活上の問題に向き合わざるを得なくなった。選択肢のない生き方をせざるを得ず、地域社会が疲弊し、孤立と貧困が同時に顕著になってきているのではないかと憂慮しています。

(白井)生活困窮者自立支援法をめぐっては、生活保護になる前の水際作戦だとの批判もありましたが、そ

もそも貧しいことだけが福祉の対象なのか。給付を受けることだけで終わりではないはずで、地域に居場所をどう作り、それを活用しながら、みんながどうやってサポートするのか。子どもが自分の生活する環境の中で、希望を持てるようにする。この点をきちんとしていかなければいけない。大人を含め、地域の中で良い関係性を築くことが大事です。

従事者と利用者の関係を探る

―津久井やまゆり園の事件(平成28年)は私たちに大変な衝撃を与えました。従事者は想いや情熱を持って働いていたと思いますし、地域との交流のあった津久井やまゆり園でどうして、という思いです。

(白井) イギリスの社会学者ギデンスは親密性という言葉を使って相手との距離感を説明しています。

援助者である容疑者が、利用者との間に適切な親密性を築けていたのならば、こういう悲惨な事件を起したかどうか。

ケアしてもらおう時に援助者を知っていてケアされるのと、知らないでケアされるのでは、全く意味が違ってきます。親密性、それにこの対立概念である公共性を、福祉現場においてどのようか考えていくのかは、今後、大きなテーマになっていくの

ではないでしょうか。
(三浦) 私には、世相として孤立と分断を象徴しているのではないかと見受けられます。

川崎では、2015年に多摩川の河川敷での中学生の殺人事件、ヘイトスピーチ、ドヤの火災の、3つの南部地域を象徴することがあります。また、小田原では生活保護における市の不適切な対応がありました。これらの背景には深刻な社会問題があると私は感じています。

社会福祉法人の役割を探る

―本会では平成25年度に経営者部会が全国で2番目に、伴走型支援の生活困窮者支援であるかながわライフサポート事業を立ち上げ、100法人ほどの参加を得て実施しています。社会福祉施設も運営改善をずいぶんご努力されていると思いますが、親密性や社会福祉法人の地域貢献という点からはどのようにお考えでしょうか。

(白井) 施設は、疑似的かもしれないですが、利用者・職員間の親密性を形成しやすい場なのだろうと思います。

しかしながら、地域での生活において、この親密性をつくるには、利用者本人も努力を要するという現実があり、必ずしも簡単ではありません



三浦 知人さん

ん。地域生活を支える各自自治体の施策も十分とは言えませんし、サービスをどのように計画的に整備・充実していくかが必要です。地域との関係づくりを進め、その結果、ここまでは地域で受け止めることができるはず、というところまで計画に盛り込めればよいのですが…。

いずれでも、福祉政策が何を指すのか。地域生活移行を含め、もっと議論する必要があるのではないのでしょうか。

(三浦) 施設には地域貢献が求められています。実際はまだまだ。建物内の会議スペースを開放しているくらいしかできていないところもある種別に寄らず、「何か困ったことが

あったら来てね。頼ってね」といった、地域に住む人たちの拠り所となり、地域の人たちとのつながりを取り戻す。つまり、施設は、個々の関係性をつなぎ、共生社会を育てる役割があると思います。

今後の本会の取り組み方を探る

―生活困窮者自立支援法が施行され、市町村域での生活困窮者支援の活動も広がってきました。その中で、県社協が果たす役割も変わりつつあるのではないかとこの意見も一部あるところですか。

そういう状況も踏まえると、本会は今後、どのような点に着目する必要があると思いますか。

(白井) 確かに市町村域でもずいぶん取り組みが進んできています。

でも、県社協のセルフヘルプ活動に関わって感じるのは、特に少人数しか対象者がいなくて地域で理解が進んでいかない問題、今だと、性的マイノリティ等のケースは、県社協がしばらくの間、取り組む必要があるかと思っています。

(三浦) 私は、加藤彰彦先生(沖縄大学名誉教授)が中心となって、外国人のための支援マニュアルを全国に先駆けて作成する時に県社協から声がかかり、参加させていただいた。あの関わりは、自分の活動を客観的に見

県社協、800号までの歩み

※主に各年度1月号掲載「福祉のうごき」より抜粋

2018 平成30年	2017 平成29年	2016 平成28年	2015 平成27年	2014 平成26年	2013 平成25年	2012 平成24年	2011 平成23年	2010 平成22年	
これからの福祉、これからの県社協へ	「改正社会福祉法」「改正児童福祉法」全面施行 「介護保険法等改正法（地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部を改正する法律）」公布	熊本地震の発生 「障害者差別解消法」施行④ 「成年後見制度利用促進法」施行 「我が事・丸ごと」共生社会実現本部、厚生労働省に設置 相模原障害者施設殺傷事件を受け「ともに生きる社会かながわ憲章」を発表	厚生労働省「新オレンジプラン」を策定 「生活困窮者自立支援法」施行 台風18号関東・東北豪雨の発生 川崎市でヘイトスピーチが相次ぐ	「障害者権利条約」批准 県が「あすなろサポートステーション」開設 「子供の貧困対策に関する大綱」閣議決定	「障害者総合支援法」「高齢者雇用安定法」施行 社会福祉法人の認可等に関する権限を一般市に委譲 「公職選挙法」改正を受け、成年被後見人の選挙権回復	県、地域包括支援センター支所設置の市町村に助成 厚生労働省「オレンジプラン」を発表 「障害者虐待防止法」施行	東日本大震災の発生 最高裁判所「後見制度支援信託制度」開始を発表	「子ども・若者育成支援促進法」施行 「なくそうー子どもの貧困」全国ネットワーク設立	大きな出来事・福祉関連の動き
	「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」 「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」開始 「改正社会福祉法」に対応する県社協定款を本格施行⑤ 「成年後見利用促進基本計画説明会」開催⑩	民生委員制度創設100周年 ⑫ 「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」 「県社協活動推進計画（平成28年度～31年度）」がスタート④ 熊本地震被災地へ県社協職員派遣⑨ 社会福祉法改正セミナー開催⑫	「介護福祉士人材バンク登録事業」開始④ 「県社協活動推進計画（平成28年度～31年度）」がスタート④ 熊本地震被災地へ県社協職員派遣⑨ 社会福祉法改正セミナー開催⑫	特集「生活福祉資金貸付制度と社協の役割発揮」③ 災害を受け、茨城県常総市へ県社協職員派遣	「かながわ保育士・保育所支援センター」開所② 東日本大震災被災地の障害者施設製品の販売大会「わすれない東北」開催⑨	「市民後見人養成事業」の基礎研修を実施① 「かながわライフサポート事業」開始⑨ 「高校生介護職場体験促進事業」開始⑫	事業外部評価委員会による評価が開始⑩ 特集「被災時に社会福祉施設はどう動くか」⑩	県社協60周年 「神奈川県災害救援ボランティア支援センター」を県・県共募の協力により設置④ 災害発生を受け、岩手県釜石市社協へ県社協職員派遣⑤ 「県社協活動推進計画」の改訂実施計画を開始④ 政策提言委員会の設置⑫	700号発行! ③ 「かながわ成年後見推進センター」開設⑫

つめる貴重な機会となりました。

孤立と分断の今の社会を変えていくには、当事者と向き合うことが一層大切ですが、現場では苦労の連続で、その取り組みをしている職員やボランティアは、孤立しがちです。

県社協は、現場のことや福祉課題について情報発信し、一緒に取り組む。従事者等には仲間として応援する。そういう機能がますます必要で、県社協に期待しているとこです。

（白井）関係性、親密性をどう作っていくのか、市民とともにどのように取り組むのか、社会福祉が対人援助サービスであることの原点を今後も大切にしてほしい。

それと、「協議会」なのでですから、関係者の合意を得て発信していくこと。そして、民間でしかできない役割とは何か。そういったことを考えて取り組むことが大切だと思います。

—今後の本会の取り組み方について、たくさんのご示唆をいただきました。本会は今後も民間福祉活動の中核的な存在として、会員を中心に幅広い関係者と一緒に役割発揮に努めてまいります。

本日はどうもありがとうございました。

（平成30年5月28日於本会役員室。企画調整・情報提供担当にて編集）